

# 団員には報酬や公務災害補償も

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化から、消防団員数の減少や高齢化など、さまざまな課題があり、地域における防災力の低下が懸念されています。市は、国の消防団を中核とした地域防災力の充実強化対策に基づき、消防団員の加入促進と処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実を図っています。

## ◎ 報酬・ 出勤手当の支給

市は、消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬と出勤した場合の費用弁償として、出勤手当を条例に基づき支給しています。

また、年度末に支払われる報酬や出勤の回数に応じて四半期ごとに支払われる出勤手当以外にも、功績抜群な消防団員や多年にわたり防火思想の普及、その他の災害の防除に関して、功労多大な消防団員に対して、出初式などで市長や知事、消防協会長、消防庁長官などからの表彰が行われます。

## ◎ 公務災害補償

消防団の活動は、危険な状況のもとで行われることが多く、消防団員が公務により負傷する場合も考えられます。このため消防組織法の規定により、市町村は、政令で定める基準に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならぬとされています。そこで、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられています。

